政府職員失業者退職手当の追加給付について

【令和8年10月31日時点】 長崎労働局

毎月勤労統計調査をはじめとする厚生労働省が所管する統計で、長年にわたり、不適切な取り扱いをしていたことにより、国民の皆様に多大なご迷惑をおかけしますことを、心よりお詫び申し上げます。

毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを、一部抽出調査で行っていたことによる政府職員失業者退職手当（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）に基づく失業者の退職手当。以下「失業者の退職手当」という。）の追加のお支払いを、順次開始しています。

1　追加給付の対象者

平成16年８月１日以降、平成31年３月17日までに失業者の退職手当を受給した方

※受給時期や受給額によっては、追加給付が発生しない場合があります。

2　追加給付の進め方

ⅰ　失業者の退職手当を支給した長崎県内のハローワークで保存している書類をもとに、職業安定部職業安定課において、追加のお支払いの対象となることが確認できた方に対し、順次「お知らせ」等を送付します。

ⅱ　お手数ですが、同封の「返答書」に口座情報など必要事項をご記入の上、職業安定部職業安定課雇用保険係あてにご返送ください。

ⅲ　職業安定部職業安定課雇用保険係にて「返答書」を受け取り、ご返答の確認ができた方から順次、追加のお支払いを実施します。

・上記１「追加給付の対象者」に該当している方については、まずは「お知らせ」の送付をお待ちください。

・ご自身が対象となるか不明な場合は、職業安定部職業安定課雇用保険係へお問い合わせください。
（長崎県内のハローワークでの受給に限ります。）

＜ご注意下さい！＞

○　上記「お知らせ」は、
職業安定部　職業安定課　雇用保険係
から郵便物により送付します。

○　それまでの間、これらの「お知らせ」をかたる郵便物にご注意ください（発送の進捗状況については、随時このページでご案内してまいります）。

○　本件に関して、都道府県労働局、失業者の退職手当の支給を受けたハローワーク以外から、直接お電話や訪問をすることはありませんので、これらをかたる電話・訪問があった場合は、ご注意ください。

○　国の機関と誤認させるような名称の団体等にもご注意ください。

○　不審な電話等がありましたら、失業者の退職手当の支給を受けていたハローワーク又は当該ハローワークを管轄する都道府県労働局にご確認ください。

3　追加給付の進捗状況

●確認された失業者の退職手当の追加給付対象者数：　２２６名
　うち、追加給付のお支払い等を完了した人数　：　９３名

※ 引き続き、対象となる方の確認を行っております。
　確認ができた方から順次、「お知らせ」を送付してまいります。

※ 「追加給付の対象者」に該当するお心当たりがあるにも関わらず、
　「お知らせ」が届かない場合は、下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】長崎労働局職業安定部　職業安定課　雇用保険係
住所：長崎市万才町７－１　ＴＢＭ長崎ビル６階
電話：095-801-0040

【厚生労働省HPのリンク】
URL:
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00083.html